

ヤマハ発動機グループ 競争法遵守方針

ヤマハ発動機グループは、企業目的である「感動創造企業」を実現するため、経営理念の一つとして「社会的責任のグローバルな遂行」を掲げています。そして、役職員が遵守すべき行動基準を定める「倫理行動規範」では、国内外において適用される独占禁止法・競争法など、公正な競争を確保するための法令を遵守し、不当・不正な手段による利益追求を排除し、公正な事業活動を行うことを宣言しています。更に、「サプライヤーCSR ガイドライン」にも各国・地域の競争法を遵守して公正な取引を行うことを明記し、ヤマハ発動機グループのサプライチェーン全体で公正な取引を推進しています。これらの取組みをさらにグローバルに徹底して推進するために、「ヤマハ発動機グループ競争法遵守方針」を制定します。

1. 公正な取引

ヤマハ発動機グループは、国内外において適用される独占禁止法・競争法など、公正な競争を確保するための法令（以下「競争法」）を遵守し、不当・不正な手段による利益追求を排除して、公正な取引を行います。ヤマハ発動機グループは、カルテル、入札談合その他の公正な競争に反する法令違反行為を認知した場合、「コンプライアンス最優先」に毅然とこれを拒否して、関連当局への報告等の必要な措置を取ります。

2. 競合事業者との不公正な行為禁止

ヤマハ発動機グループは、価格、数量、販売地域、技術開発、取引先、顧客、入札その他競合事業者との公正な競争を行う上での重要な事項につき、適用される競争法を遵守し、これらの法令に反して競合事業者と価格協定、生産調整、市場分割、入札談合その他の不公正な行為（以下「カルテル等」）を行いません。また、カルテル等の疑いを招く行為を行わないため、業務上の正当な理由なく競合事業者と接触すること（手段を問わず、情報交換を含みます）を制限し、業務上の正当な理由がある場合にもその適切な管理を推進します。業界団体など競合事業者と組成する団体への参加も、カルテル等を予防する視点から参加可否などを管理します。

3. 取引先との不公正な取引禁止

ヤマハ発動機グループは、価格、販売地域、販売方法など、取引先との公正な取引を行う上での重要な事項につき、適用される競争法を遵守し、これらの法令に反して取引先に、再販売価格の拘束その他の不当な制約や差別的な取扱いなどの不公正な取引を行いません。また、不公正な取引の疑いを招く行為を行わないため、公正取引に関するガイドラインを推進します。

4. コンプライアンス体制

ヤマハ発動機グループでは、サステナビリティ委員会において、コンプライアン

ス遵守のための計画を審議し、その実行状況のモニタリングを行っており、その結果が取締役会に報告されています。その一環として、サステナビリティ委員長が任命するリスク・コンプライアンス統括責任者の下、法務部門と各部門およびグループ各社の管理部門が連携し、グローバルかつ組織的な競争法遵守活動を推進します。

5. 有効性の確保

ヤマハ発動機グループでは、グループ各社によるリスクアセスメントやコンプライアンス意識調査を毎年実施し、競争法遵守活動を含む各コンプライアンス施策の有効性を確認します。また、調査の結果や社会の潮流を踏まえ、競争法遵守活動を含む各コンプライアンス施策の定期的な改善を行います。更に、「倫理行動規範ガイドブック」を配布すると共に、競争法遵守に関する E ラーニングや法令研修・人事研修などを通じて、競争法遵守の徹底をグループ各社で推進します。

6. 内部通報・相談窓口

ヤマハ発動機グループでは、ヤマハ発動機およびグループ各社の全役職員に関する通報を対象とする各ホットラインを整備・運用しており、また、競争法について、法務部門が相談窓口を設けると共に各部門およびグループ各社に競争法の遵守を推進する管理部門を設置しています。これらを通じて、競争法違反行為の早期発見と適切な対応に努めています。

7. 競争法違反に対する措置

ヤマハ発動機グループは、役職員による競争法違反に関する懸念事項を認識した場合、迅速に必要な調査を実施し、関連規程に基づき関与者に対する懲戒処分その他の厳正な措置を講じると共に、関連当局への報告等の必要な措置を取ります。

8. お取引先の皆さま

ヤマハ発動機グループでは、「サプライヤーCSR ガイドライン」などを通じて、お取引先の皆さんにも競争法遵守へのご協力を願いしており、これらの活動を通じて、ヤマハ発動機グループのサプライチェーン全体で公正な取引の推進に取り組みます。

2021 年 7 月 1 日制定
サステナビリティ委員長
代表取締役社長 日高 祥博